

入札監理小委員会  
第487回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第487回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成29年11月15日(水)16：48～17：22

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

### 1. 事業評価（案）の審議

○国民年金保険料収納事業（平成27年度）（日本年金機構）

### 2. その他

<出席者>

（委員）

尾花主査、浅羽副主査、川澤専門委員、辻専門委員

（日本年金機構）

日本年金機構国民年金部 土子部長

日本年金機構国民年金部 千坂参事役

日本年金機構国民年金部 松井部員

日本年金機構国民年金部 大島部員

（事務局）

栗原参事官、池田参事官、清水谷企画官

○尾花主査 それでは、ただいまから第487回入札監理小委員会を開催します。

本日は、国民年金保険料収納事業の実施状況および事業の評価（案）についての審議を行います。

最初に、実施状況について、日本年金機構国民年金部の土子部長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いします。

○土子部長 日本年金機構の土子と申します。よろしくお願いいたします。

今回私どもでご説明させていただきますのは、民間事業に委託しています国民年金保険料収納事業の実施につきまして平成26年度に開始したものと、それから、平成27年度に開催したものの事業実施につきましてご説明をさせていただきたいと思います。資料はお手元にごございます資料に沿ってご説明させていただきます。

業務内容および委託期間につきましては、1ページに記載がありますとおりです。なお、今回の報告は（2）委託期間に下線を引いておりますが、平成26年度開始事業の第3期、それから平成27年度開始事業の第2期のそれぞれ12カ月の事業実績となっております。また、後段で改めてご説明させていただきますが、平成29年7月12日に奈良県において発生しました戸別訪問員の逮捕事案を受けまして、委託業務のうち（1）の③納付委託業務につきましては、平成29年9月30日付の契約変更により対象から削除をしております。

2ページ目でございます。委託事業者につきまして、平成26年度開始事業ではアイティフォー シー・ヴィ・シー共同事業体以下4社が参加しております。また、平成27年度につきましては、株式会社アイヴィジット以下3社が参加をしております。

委託事業決定の経緯でございます。平成26年度開始事業、平成27年度ともに複数の事業者から提出された企画提案書につきまして、国民年金保険料収納業務に係る提案書評価委員会において審査を実施しました。評価基準を満たした事業者に対して、技術的評価点を付与しました。入札価格につきましては、平成26年7月9日および27年2月9日に開札を行いまして価格評価点を算出し、技術評価点と価格評価点の合計となります総合評価点の最も高い業者を落札者としております。

3ページ目でございます。確保されるべき事業の質の達成状況についてご説明をさせていただきます。

まず、1点目です。本事業では、国民年金保険料の納付期限が最大2年となっておりますことから、事業は現年度、過年度1年目、過年度2年目を対象とするものとなっております。

ます。それぞれについて、納付月数および免除等承認件数につきまして、達成目標としての水準と質の確保の観点から最低水準を設定しております。平成26年度開始事業の実施状況につきましては、3ページ目の一番上の表に記載しておりますとおり、現年度につきましては達成目標に対して未達成となりましたが、過年度1年目および過年度2年目および免除につきましては目標を達成しております。平成27年度開始事業は中段の表になります。現年度は最低水準が未達成、過年度1年目も達成目標が未達成となっております。しかし、一番下の表にありますとおり、平成28年度全体の事業としましては、現年度を除き達成目標を達成している状況でございます。

4ページにまいります。達成目標の達成状況に対する分析です。少しわかりづらいのですが、前回事業は25年5月から26年の1年、それから今回の事業は28年5月から29年4月の1年を比較しております。前回事業におきましては、免除を除いて達成しておりませんでした。今回の事業におきましては、現年度を除き達成目標を達成しております。

2点目でございますが、5ページになります。実施状況の調査につきましてご説明をいたしたいと思っております。納付月数、免除承認件数および手法別の実施件数など、前回事業と比較しております。比較の方法としましては、それぞれに調査項目におきまして上段にございますように、同一の対象地域、同一の期間でそれぞれの事業を比較しております。

まずは、納付月数および免除等承認件数でございます。納付月数につきましては、平成26年度過年度1年目を除き、前回事業より減少しております。免除につきましては、前回は上回る結果となっております。国民年金の1号被保険者につきましては、年々減少している傾向にございます。被保険者の減少割合に比しまして納付月数の減少割合は少ないことから、次の表にありますとおり、納付率は確実に向上しております。

ちなみに、国民年金の1号被保険者は昨年1年で90万人ほど減少しております。これは厚生年金の適用の拡大、短時間就労者への適用の拡大などにより、国民年金から厚生年金に流れていることによるものと思われまます。

続きましては、6ページでございます。現年度保険料につきましては、納付期限内に納付されたものが委託事業者の実績から除外されます。本来の委託事業者の実績として計上している納付期限経過後に納付された月数を表に記載しております。平成27年度の納付期限後納付月数につきましては、前回事業に比べて減少しております。被保険者の減少と比較しますと、わずかなものではございます。納付率自体は前回事業よりも大幅に改善し

ている状況でございます。

続きまして、7ページでございます。督励手法ごとの督励実施状況でございます。納付督励の手法は電話、戸別訪問、文書送付でございます。督励ごとの実施件数の比較をしております。督励手法ごとの比較であります。比較対象である前回事業、これが25年5月から26年4月の1年では、モデル事業ということで電話督励の頻度を増やしております。今回の28年5月から29年4月の1年の今回事業では、実施件数が少なくなっておりますが、戸別訪問および文書送付につきまして前回の回数を上回る結果となっております。

続きまして、下段の接触率と効果率についてご説明をさせていただきます。接触率は督励した人数に対して、どの程度接触できたかを示す指標でございます。効果率は接触できた人数に対して、どの程度納付に結びついたかを示す指標となっております。電話督励においては接触率が前回事業を下回る結果となっておりますが、効果率は前回事業を上回っております。また、次ページの戸別訪問におきましては、接触率、効果率ともに前回事業を上回っております。効果率につきましては、年金事務所との連携および各事業者がその創意と工夫により効果的な納付督励を行った結果によるものではないかと考えております。

続いて、8ページにまいります。納付月数1カ月および免除1件を獲得するのに要した費用についてでございます。コストの算出は委託費と獲得した納付月数、免除等承認件数から算出しております。それぞれ前回事業等を比較しまして、大幅にコストは下がってきている状況でございます。

9ページにまいります。3の受託事業者からの提案による改善実施事項でございます。前回事業と比較し達成状況が改善された要因としまして、平日夜間帯と土日祝日の納付督励を厚めにする事で接触率の向上を図ったこと、またトークスプリクトの見直しや督励内容のモニタリングを行った上で、接触できたものが納付に結びつくよう品質向上に努めたことによるものと考えております。

また、最近では機構とのコラボ督励とも言われておりますが、特別催告状送付者の情報提供を年金事務所からきめ細やかに事業者に対して行って、受託事業者がその情報を元に効果的に対象者に対して各種の督励業務を行っており、非常に効果を挙げているものと考えております。今後も年金事務所との協力連携につきましては、全体の効果を挙げていくために検討していく必要があると考えております。

続きまして、4の実施経費の状況でございます。表にございますとおり、前回の実施経

費と比べて8億8,000万円のマイナスとなり、モデル事業の経費を除いた差額につきましても6億5,000万のマイナスとなっております。実施経費の減少につきましては、複数業者の応札により価格の競争が働いた結果と要因分析をしております。

10ページには参考としまして、達成目標の達成状況に対する増減額措置の状況を記載しております。本事業では各期の達成目標の達成状況に応じて、委託費の増額または減額の措置を講じております。28年度の実績に基づく措置状況でございます。平成26年度開始事業につきましては、約7.5%のプラス、それから27年度開始事業につきましては約2%弱のマイナスとなっておりますが、全体で見ると28年度実績はプラスになっております。

また、(3)増減措置の考え方につきましては、10ページから11ページに記載しております。納付月数における達成目標に対して目標を超過した場合は、増額の割合ごとに0.1%ずつ増加、それから減額の場合は、最低基準に達している場合と達していない場合でそれぞれ表にあります減額率を乗じて減額をしております。

12ページにまいります。その他の項目でございます。1点目が国民年金保険料の納付率の推移でございます。市場化業者だけではなくて日本年金機構全体としてでございます。28年度現年度の保険料納付率は前年度比プラス1.6ポイントの65%を達成することができました。過年度1年目につきましては、前年比プラス1.3ポイントの69.9%、過年度2年目につきましては、前年比プラス2.1ポイントで72.2%と、全ての年度につきまして上昇しております。

私ども日本年金機構が掲げる目標は、5年を中期計画としております。平成26年から30年度が2期の中期計画となるわけでございます。この期間に掲げています目標が現年度納付率については60%半ば、最終納付率は70%に達する目標を掲げております。この大きな目標に対して、平成30年度を待たずに前倒しで達成ができてきている状況でございます。

続きまして、下段の契約期間の延長でございます。第1期、第2期の達成目標を達成した事業者について契約延長することとしていましたが、残念ながら1期、2期にわたり達成目標を達成した地区はなかったため、契約期間を延長する地域はございませんでした。また、3点目として、本年8月2日、9月29日に開催されました官民入札等監理委員会でご報告をさせていただきましたが、受託事業者の従業員の逮捕に係る対応を記載しております。本年7月12日に奈良県においてアイティフォー シー・ヴィー・シー共同企業体

が雇用する戸別訪問員による現金搾取事件がございました。これにより、7月13日より訪問員による収納業務を中止しております。また、27年度開始事業および29年度開始事業において、変更契約による納付受託業務を受託事業者の対象業務から除くこととさせていただきます。

最後に、評価のまとめと今後の方針でございます。幾つかの項目で未達成の項目がございます。前回の事業と比べますと、納付期限後の納付率、過年度保険料の達成目標は改善傾向にございます。各自業者の創意工夫により効果を出しているという評価をすることができると思います。そのため、次回につきましても、平成29年10月開始事業の実施要項を元に、セキュリティ対策やあるいは戸別訪問員の行動管理の強化、必要な見直しを行いまして、さらなる業務品質の向上を図っていく所存でございます。

以上、私からのご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○尾花主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いします。なお、説明は5分程度をお願いします。

○事務局 総務省から報告させていただきます。

事業の概要等については割愛させていただきます。資料Aの2ページからご説明させていただきます。

2ポツ、対象公共サービスの実施内容に関する評価につきましては、対象公共サービスの確保されるべき質として、各開始事業の督励対象月数および免除等承認件数が最低水準および達成目標を上回っていることを基準としております。まず、最低水準ですが、3ページにありますとおり、平成26年度開始事業につきましては、いずれの項目も達成率が100%を超えております。平成27年度開始事業では、現年度督励対象月数の項目において達成率を下回っております。

続きまして、4ページにあります達成目標につきましては、平成26年度開始事業では現年度、平成27年度開始事業では現年度と過年度1年目の督励対象月数の項目において100%下回っております。質の確保における全般の評価として、過年度の督励対象月数、免除等承認件数としては概ね達成できておりますが、現年度分においてはいずれも達成できていないことから、十分でない状態となっております。

また、5ページでは、サービスの確保されるべき質である最低水準及び達成目標に関連し、納付率の期間内の伸び幅と督励手法別の接触率や効果率、また事業の運営に要した費

用について、前回事業の平成25年5月から平成26年4月までの実績と比較をしたものを記載しております。2段目に記載のある平成27年度開始事業第2期における電話督促の接触率以外においては、いずれも前回事業を上回っており、達成状況が改善されているものと思われま

す。続きまして、6ページ目の実施経費につきましては、各事業の累計として約13%の経費が削減されております。削減要因の1つである前回事業で実施されていたモデル事業に係る経費を差し引いても、全体として約9%の経費が削減されております。

次、4ポツです。評価のまとめとしまして、先ほど申し上げました実施経費については削減されているほか、平成26年度、平成27年度開始事業それぞれの応札者数については、全ての契約地区において複数応札となっており競争性が確保されていたことから、次期事業においても引き続き複数による応札となるよう、適切な対応を取ることを努める必要があると考えます。

次に、サービスの確保されるべき質についてです。先ほどお伝えしたとおり、最低水準および達成目標が一部達成されなかった理由として、機構においては達成目標の納付率が毎年伸びていくことを前提とした上で、前回事業の実績を元に納付期限後の納付率の伸びは場を想定し設定していることから、今回平成28年度の納付期限後納付率の伸び率が想定した実績を下回る結果であったことなどから、現年度督促対象月数の達成目標の達成率も前回事業の実績を下回り、未達成となったとしております。また、全体として達成率が100%を超えている項目だったとしても、23の契約地区においては未達成もあり、地域によるばらつきが見受けられます。

次に、29年7月12日に、民間委託事業者の訪問員が現金を搾取した容疑により逮捕された事案の対応として、7月13日から納付受託業務中止を経て、10月1日以降納付受託業務が廃止されております。今後廃止の原因となった訪問員の悪意を持った行動を防止する方法として、民間委託事業者の従事者に対する教育方法やその管理体制について検討する必要があると考えております。

最後、5ポツです。今後の方針として次期事業案の実施においては、最低水準、達成目標の地域差を踏まえて、全体として適切な水準となるよう設定見直しを行うことのほか、先ほどお伝えしたような民間事業者の従事者に対する教育方法、管理体制について検討を踏まえた上で、全ての契約地区においてサービスの質である達成目標を上回るよう努め、国民年金保険料納付率の向上を図っていく必要があると考えます。



なお、日本年金機構では、次期事業の実施にあたって昨年度の実施要項審議において達成目標の指標を納付月数から納付率に変更するなどの変更を行った平成29年度開始事業の実施要項を基本とし、納付受託業務の廃止、戸別訪問員の行動管理の強化等必要な見直しを行うこととしているとのことです。

総務省の評価（案）としては以上になります。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況および事業の評価（案）について、ご質問・ご意見のある委員はご発言願います。

○辻専門委員 ご説明どうもありがとうございました。

先ほどの現金搾取事件に関するご質問です。これはもう刑事事件の判決は出ているのでしょうか。

○土子部長 はい。執行猶予3年、1年半で出ております。10月に結審しております。

○辻専門委員 もう確定したのですか。

○土子部長 はい。

○辻専門委員 なるほど。そのときに、ある意味被害者かもしれませんが、機構様から例えば検察庁や裁判所に対して、このような故意による妨害行為はかなり民間委託に非常に大きな影響を与えるものでございます。この民間委託の根幹を崩すような重大な事態だと私は考えております。

そうすると、こういう民間委託の受託者従業員が、故意による犯罪行為を行った者についてはなるだけ厳しい峻烈な罰を加えなければ、今後も同じようなことが発生することを危惧しております。

それで、機構様から検察庁や裁判所に対して、この民間委託の根幹を揺るがす一大事なので普通の事件に比べてより厳しい峻烈な罰を下していただきたいというような意見の陳述などはなされたのでしょうか。

○大島部員 お答えいたします。

今回につきましては、今回戸別訪問員が個別に行った事案、ひいては事業者の責任になります。私どもとしましては、今おっしゃられたような意見陳述は実際行ってはおりません。考え方といたしまして、私どもは民間委託事業者に請負契約という形で契約をしております。あくまでも、この戸別訪問員の指揮監督権限は民間委託事業者にあるものと考えております。

私どもはその民間委託事業者に対して、今回は先だつての小委員会および本委員会でご説明させていただきましたとおり、契約の解除、一番重い形で契約を解除するとともに、私どもの基準にのっとりまして、その民間委託事業者につきましては、私ども日本年金機構の競争入札参加資格の停止処分を下しております。また、今回契約の条項に基づきまして、こちらは違約金の条文がございます。こちらを適用すべく、民間委託事業者には通知を送った次第でございます。

あとは、その戸別訪問員につきましては、監督権限のある民間委託事業者がどのような形であるか、損害賠償請求をするなどの行為があるかとは思いますが、そこは私どもで直接的に何らか働きかけをすることは行わない方向でございます。

○辻専門委員 わかりました。

ちなみに、今回の犯人の方によってかなり多大な迷惑を受けていらっしゃいます。ひょっとすると、不法行為に基づく損害賠償債権をお持ちかもしれませんが、そのあたりも行使なさらない予定でしょうか。

○大島部員 こちらは、実際に私どもで直接的な被害を被った場合、民間委託事業者に対して損害賠償請求を行うことができるという契約になっております。そちらにつきましては、私どもも検討いたしました。実際にその金額が算出困難であること、いわゆる社会的影響の金額の算出が困難であることに加えまして、今回この民間委託事業者に対して課す違約金、こちらとの二重刑罰にならないように、契約上損害賠償の額が違約金を上回らない限りは違約金の金額で請求をすることになっております。その中で事業者に請求をしていると考えておりますので、損害賠償として個別に事業者に課すことは今のところは考えておりません。

○辻専門委員 事業者でなくて犯人の方です。

○大島部員 戸別訪問員そのものには、今のところはそういったものは検討しておりません。

○辻専門委員 わかりました。結構です。

○浅羽副主査 よろしいですか。

○尾花主査 はい。

○浅羽副主査 ご説明どうもありがとうございました。

先ほど、部長さんから、中期計画における納付の目標が結構順調に達成してきているというご報告をいただきました。一方で、この事業におきまして、現年度の部分が特に強調

されるところではありますが、納付率の目標になかなか達成できていない結果が出ております。

そのときにですが、納期限後納付率の伸び率0.7%を加算率として乗せていると、本日の報告資料4ページ目でお書きになられています。この0.7%は、御機構の全体としての納付率の目標から必然的に持ってこられたような数値なのか。それとも、必ずしもそういうものとは関係なく、これぐらいが望ましいとしてつくられた加算率なのかという点について、ご説明いただきたいと思ひまして質問させていただきました。

○大島部員 お答えさせていただきます。

こちら平成26年事業であれば0.5%、平成27年度事業であれば0.7%の加算率につきましては、当時契約する前の直近の納付率伸び率を参考に算出をしております。

まず、1つの定義といたしましては、私どもで設定しております中期計画の目標値に、まずはこれは達成するために必要な納付率を当時逆算しております。その数字に基づきまして、また私どもでこの説明にもありますとおり、納付率の中には納付期限内に収めたものと納付期限後に収めたものの2種類がございます。この納付期限後の納付率が市場化事業者の目標とするところがございます。その納付期限内と納付期限後の割合につきましては、その当時、この27年度契約であれば平成25年度のときの納付率の数値を元に算出しております。それを元に3年間、1期から4期までの目標をあらかじめ3年先のものを見据えて設定しております。

ただ、今回この目標に対して納付率としては伸びているところではございますが、実際にこの納付期限後納付率の伸び率は、その25年度の頃を比べるとやや鈍化しております。それが今回目標の達成率に影響しているのではないかと考えております。

○浅羽副主査 今後の話を少し伺いたいと思ひます。今後この目標はどのようにお考えになられているのでしょうか。今後どうあるべきか、どの程度が望ましいかという点についていかがでしょうか。

○土子部長 そうですね。機構本体の国民年金の納付率は、5年連続で上昇しているという上昇のトレンドに今ございます。現年度納付率もそうでございます。今回事業者に課しました達成目標の率が若干上ぶれしていることがわかりました。もう一度、達成目標の数値については検討するべきとは考えております。

ただし、次回事業につきまして、また具体的に今後検討課題という形にはなってくるとは思ひますが、そのように考えております。

○浅羽副主査 ありがとうございます。

○川澤専門委員 ご説明ありがとうございました。

先ほどのご説明でも納付期限前の納付月数や、8ページの事業の運営に要した費用の比較で、納付1月に要した費用が減少しているということで、おそらく9ページに記載いただいたような平日の夜間やそういった工夫によって、効率的にその事業が実施できるようになってきていることを理解しました。

他方で、最低水準を達成していない部分も一部あります。そこは評価のスタンスとしてもう少しインプットを増やして、ある意味効率的に行われているものでさらに効果が発現するようにすべきではないかというスタンスに立つのか。もしくは、現状のやり方がある程度評価している、その辺りのニュアンスはいかがでしょうか。

○土子部長 実は、そこは今回の入札の中で、評価委員の方からもご指摘があった部分です。今の市場化の督励というのは、要するに架電がメインです。ほぼ電話であれば架電がメインです。インバウンドといいますか、受電による、お客様に受電を促すようなそういう施策に変えていけないのかというご指摘もございました。それは費用対効果の部分で、おそらくインバウンドのほうが経費はかからないと思います。それは督励文書の中で、例えばQRコードを入れた督励の仕方をする、そのような事業者からの提案もございます。これも今後の検討課題としては認識しております。

○川澤専門委員 おそらく、今の効率的なやり方を今後の実施要項の中でより評価していくのか。より効果的で、コストがかかっても最低水準を達成し得るような取組みをより評価していく。その辺りはそれこそ評価項目や実施要項の書きぶりによって変わってくるような気がしますので、是非引き続きご検討いただければと思いました。

○辻専門委員 参考資料の「契約状況等の推移」でございます。今幾つか拝見していきますと、予定価格超過と予定価格以内の各業者さんの数に今着目しました。

例えば、お手元のこれは資料をおめくりいただいて1枚目、2枚目の裏だと思えます。北関東信越①地区と書かれたものでございます。これを拝見すると、「事業実施者」とあって「上記以外の応札者」とあって、この名前を拝見するとよく見る業者さんです。おそらく各業者さん、ここに名前が出ている業者さんたちはこの業務にかなりなれている方たちばかりだと推察します。それにもかかわらず、「予定価格超過3者」と書いてあります。予定価格を超えてしまったようです。なれている業者さんであるにもかかわらず、なぜ超過してしまったのか。

しかも、この地域だけではなくてほかにも何個かの地域で、この予定価格を超過してしまった業者さんが結構出てしまって、予定価格内の業者さんが1者だけというのがほかにも2つぐらい散見されました。その辺りは、機構さんで何かお気づきになったことがもしあれば伺えればと思います。

○大島部員 お答えさせていただきます。要因としては2点あると考えております。

まず、1点目が今回平成29年の実施要項につきましては、従来の今回の評価の対象となった26年度、27年度と比較しまして、かなり手を加えているところがございます。入札価格に影響があるものと考えているのが大きく分けて2つです。1つが達成目標の指標です。こちらは今までは納付月数および免除承認件数だったものを納付率で、指標を大幅に変えていることです。そして、もう1つが督促頻度と言いまして、1人の未納者に対して年に何回督促をするかといった最低限の担保を、今までは3カ月に1度電話ないし訪問、文書による督促を実施しなければならないとしていたところを、平成29年度今回の入札において6カ月に1度に変更しております。それによって、督促の必要な回数がおのずと変更になっております。そこで事業者が算出に、入札額に各社ぶれが出ているかと推測しております。

もう1つの要因と考えておりますのが、私ども機構側の予定価の設定になります。この予定価の設定につきましては、今回ご説明させていただいております国民年金部ではない別の部門が実施しております。かねてより、この入札外部委託事業、この国民年金保険の収納事業に限らず、そのものの入札額の予定価の設定について見直しを図るよう要請を受けているところでございます。それは今回29年度のこの入札の予定価にも影響が出ているものと想定しております。

その2点が複合的に絡み合いまして結果としてかなり、この推移を見ていただきますと明らかですが、29の部分につきましては予定価の超過の会社が多く出たものと考えております。

○辻専門委員 その予定価は、今までに比べて実際厳しくなったのですか。

○大島部員 見た限りですと、厳しいと考えております。

○辻専門委員 もし差し支えなければ、従前と比べて何%下がったなどその辺りの空気感はいかがでしょうか。

○大島部員 申しわけございません。今私は手元に資料がございませんので、お答えすることはできないです。概ねの金額では算出することは可能です。

○辻専門委員 わかりました。結構です。

○尾花主査 それでは、時間となりましたので、国民年金保険収納事業（平成27年度）の事業の評価（案）等に関する審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にございませぬ。

○尾花主査 それでは、本日の審議を踏まえ事業を継続する方向で監理委員会に報告することといたします。

本日はありがとうございました。

（日本年金機構退室）

— 了 —